ロ　当該義務の根拠となる法令　　例：会社法に基づく監査　等

ハ　外部監査の実施の有無　　（　有　・　無　）

○　ハにおいて、「有」の場合

・　監査の種類　　例：会社法に基づく監査　等

・　当事業年度の監査報告書を添付すること。　　（監査報告書添付欄参照）

●　ハにおいて、「無」の場合

任意監査の実施の有無　　（　有　・　無　）

○　「有」の場合

・　任意監査を受けた最初の決算期　　（　　年　　月期）

・　当事業年度の監査報告書を添付すること。　　（監査報告書添付欄参照）

●　「無」の場合

・　任意監査の予定の有無　　（　有　・　無　）

・　任意監査を受ける予定の決算期　　（　　年　　月期）

②　内部監査に関する事項

内部監査の実施の有無　　（　有　・　無　）

○　「有」の場合

・　内部監査の範囲を限定（会社法第389条第１項に基づき監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することをいう。）しているか否か。　　（　限定　・　非限定　）

・　当事業年度の監査報告書を添付すること。　　（監査報告書添付欄参照）

●　「無」の場合

・　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて計算書類（会社法第435条第２項に定める計算書類をいう。この様式において、以下同じ。）を作成した旨を注記すること。

（記載上の注意）

株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

※　なお、会社法に基づく当事業年度の事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書を添付すること。

（事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書添付欄参照）

3　関係会社等の概要

関係会社等の名称	預託等取引業者との関係	議決権等の所有割合（%）	主な事業内容	取引の内容

（記載上の注意）

1　関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第22号に定める会社をいう。）等との間で取引を行つている場合について記載すること。関係会社等との間で該当する取引がない場合には「該当なし」と記載すること。

2　「預託等取引業者との関係」の欄には、親会社（会社法第２条第４号に定める会社をいう。）、子会社（会社法第２条第３号に定める会社をいう。）、関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に定める会社をいう。）又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。

3　「議決権等の所有割合」の欄には、当事業年度末現在における所有割合を記載すること。

4　「主な事業内容」の欄には、定款に記載された目的のうち、現に行つている主要な業務を記載すること。

5　「取引の内容」の欄には、預託等取引業者との間で行つている取引の内容を記載すること。

6　役員又は主要株主等との間で取引を行つている場合には、当該役員又は主要株主等についても記載を要するものとする。ただし、「主な事業内容」の欄には記載を要しない。

4　業務の内容

⑴　取引の状況

種　　類	細　目	預託者数（人）	預託等取引契約の件数（件）	預託等取引契約の残高（円）	預託等取引契約の数量（単位：　）
（令第１条第　項第　号）					
（令第１条第　項第　号）					
（令第１条第　項第　号）					

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。

2　当事業年度末現在における状況について記載すること。

3　特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第１条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第１条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第１条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

4　「預託等取引契約の残高」の欄には、「様式第２　貸借対照表」における「預かり特定商品及び預かり施設利用権」、「１年以内返済予定の長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」並びに「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」の残高の合計を記載すること。

5　「預託等取引契約の数量」の欄には、預託等取引契約に基づき預託者より預かつている特定商品又は管理している施設利用権の合計数量を記載し、当該預かり特定商品又は預かり施設利用権の種類に応じた適切な単位を付すこと。